

平成 23 年 5 月 12 日  
消費者庁企画課

## 適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の適格消費者団体は、消費者契約法の規定に基づき、適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認められた。

### ○ 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

住 所（差止請求関係業務を行う地）  
神戸市中央区元町通 6 丁目 7 番 10 号元町関西ビル 3 階

申請日 平成 23 年 3 月 3 日

目 的 この法人は、他の消費者団体・関係諸機関と連携を図りつつ消費者の権利確立のために、それら団体等とのネットワーク事業、消費者被害防止のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、並びに消費者政策の研究・提言、不当約款・不当勧誘等の差止活動を行い、人権擁護と消費者の保護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする（定款第 3 条）。

活動実績 資格試験予備校に対する差止請求（解約権制限条項の使用停止）、旅行業者に対する差止請求（企業ポイントの不返還条項の使用停止）等

認定の有効期間の更新をした日 平成 23 年 4 月 18 日  
（更新後の認定の有効期間は、平成 23 年 5 月 28 日から起算して 3 年間）

本件問い合わせ先 消費者庁企画課 清水、宗宮 TEL 03 - 3507 - 9252
---